

# 函館市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年4月



## 目次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
1	新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略	4
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
5	対策推進のための役割分担	9
6	市行動計画の主要6項目	10
	(1) 実施体制	11
	(2) サーベイランス・情報収集	12
	(3) 情報提供・共有	13
	(4) 予防・まん延防止	14
	(5) 医療	18
	(6) 市民生活および地域経済の安定の確保	19
7	発生段階	20
III	各発生段階における対策	23
1	未発生期	24
	(1) 実施体制	24
	(2) サーベイランス・情報収集	24
	(3) 情報提供・共有	25
	(4) 予防・まん延防止	26
	(5) 医療	27
	(6) 市民生活および地域経済の安定の確保	29
2	海外発生期	30
	(1) 実施体制	30
	(2) サーベイランス・情報収集	31
	(3) 情報提供・共有	31
	(4) 予防・まん延防止	32
	(5) 医療	33
	(6) 市民生活および地域経済の安定の確保	34

3	国内発生早期	3 5
(1)	実施体制	3 5
(2)	サーベイランス・情報収集	3 6
(3)	情報提供・共有	3 7
(4)	予防・まん延防止	3 7
(5)	医療	3 9
(6)	市民生活および地域経済の安定の確保	4 0
4	国内感染期	4 1
(1)	実施体制	4 2
(2)	サーベイランス・情報収集	4 2
(3)	情報提供・共有	4 3
(4)	予防・まん延防止	4 3
(5)	医療	4 5
(6)	市民生活および地域経済の安定の確保	4 6
5	小康期	4 8
(1)	実施体制	4 8
(2)	サーベイランス・情報収集	4 9
(3)	情報提供・共有	4 9
(4)	予防・まん延防止	5 0
(5)	医療	5 0
(6)	市民生活および地域経済の安定の確保	5 0
	(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	5 2
	(附属資料) 用語解説	5 4

# I はじめに

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとして、平成24年（2012年）4月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定しました。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置および新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図っています。

## 2 国における取組

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでおり、平成17年（2005年）に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定しました。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2,000万人がり患したと推計されていますが、入院患者数は約18,000人、死亡者数は203人となり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまりましたが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られたところです。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られたことを踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザの発生、まん延に備えるため、国は、平成23年（2011年）9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年（2012年）4月に特措法を制定し、同法第6条に基づき、平成25年（2013年）6月に新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や、国が実施する措置等を定めた「新型イン

フルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成し、国における新型インフルエンザ等対策を推進しています。

### 3 北海道における取組

道では、国が平成17年（2005年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、同年12月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、平成21年（2009年）5月には、国が行動計画を全面的に見直したことを踏まえ、道の行動計画の抜本的改定を行いました。

また、平成25年（2013年）10月には、特措法第7条に基づき政府行動計画を基本とした、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を作成し、道における新型インフルエンザ等対策を推進しています。

### 4 函館市における取組の経緯

市では、国が平成17年（2005年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、平成18年（2006年）11月に「函館市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。

平成21年（2009年）に市内でも大流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応においては、当初の強毒性のインフルエンザウイルスを想定した行動計画における対策をそのまま適用することなく、国内外の発生状況に応じた国や道の対処方針に準じて、柔軟な対策を講じました。この対策の実施を通じて、実際の現場での運用や対応等について、多くの知見や教訓等が得られたことや、国の行動計画の改定および感染症法の改正等の動きを踏まえ、平成22年（2010年）8月に本市の行動計画を全面的に改定し、新型インフルエンザに関する取組を進めてきました。

### 5 函館市行動計画の作成

市は、特措法第8条に基づき、政府行動計画および道行動計画を基本とし、市立函館保健所感染症診察協議会やパブリックコメントにより市民の意見を聴いたうえで「函館市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成しました。市行動計画は、市における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を定めるとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではありませんが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、政府行動計画および道行動計画において参考として示していることから、市としても、市行動計画の関連事項として対策の概要を示します。

また、市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改定する政府行動計画や道行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

## II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、長期的には、国民の多くが患うものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしています。

市としても、国や道と緊密に連携し、次の2点を主たる目的として対策を進めます。

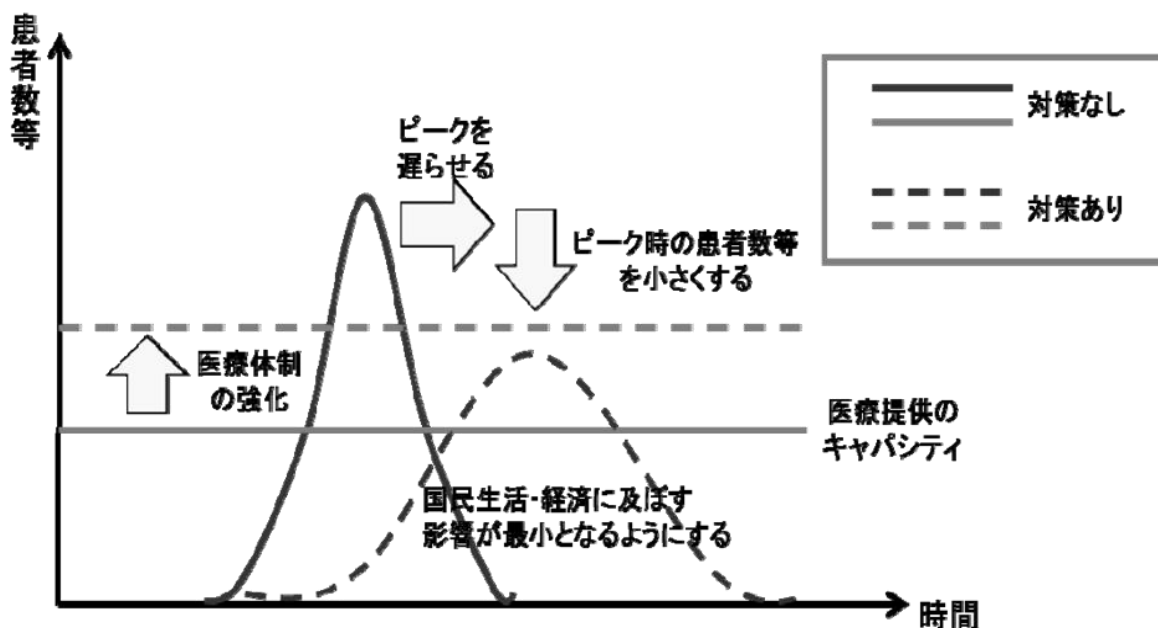
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護します。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備に要する時間を確保します。
- ・ 流行のピーク時における患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないように医療体制の充実・強化を図り、患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ・ 市や事業活動を営む関係機関・団体は業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供および市民生活ならびに地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
- ・ 感染拡大防止のための各種対策を講じることで、社会活動を営めなくなる人々の数を減らします。

<対策の効果 概念図>





## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえ、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

国としては、科学的知見および各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、そのうえで、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性および対策そのものが国民生活および国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画や政府ガイドライン等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

市としても、こうした国の基本的考え方を踏まえ、政府行動計画や道行動計画に即した新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。

### 市の取組の考え方

- 新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策への協力、地域における医療体制や予防接種体制の整備、市民に対する啓発や市・企業等による業務継続計画の策定等、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。
- 新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要ですが、国が行う検疫の強化等に協力することにより、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要です。
- 国内における発生早期の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、国や道と協力し、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。
- なお、国内外における発生早期の段階で病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図る等、見直しを行うこととします。
- 国内における感染が拡大した段階では、市は、国や道、事業者等と相互に連携して、医療体制の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが

考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくこととします。

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国や道、市、特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、事業者や市民によるマスク着用・手洗い・うがい、時差出勤の実施等の基本的な感染予防や、感染拡大防止のための公衆衛生対策がより重要です。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、市行動計画および業務継続計画に基づき、国や道、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

#### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設開設のための土地・建物等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し理解を得ることを基本とします。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、

病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であること等により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、すべての場合に特措法に基づく措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

函館市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は政府対策本部・北海道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

また、必要な場合、特措法第36条第2項に基づき市対策本部長から北海道対策本部長に対して総合調整を行うよう要請します。

### (4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

## 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される等、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でそれを完全に予測することは難しい現状にあります。政府行動計画では、有効な対策を考えるうえで、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に被害想定を示しており、これを基に全国の総人口に占める市人口の割合（約0.22%）で被害想定を算出すると、次のようになります。

- 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、全国では1,300万人～2,500万人、道では559,000人～1,075,000人、市では29,000人～55,000人と推計されます。
- 入院患者数および死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザ等のデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%とした場合は、入院患者数の上限は、全国では530,000人、道では23,000人、市では1,200人、死亡者数の上限は、全国では170,000人、道では7,000人、市では380人となります。スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%とした場合は、入院患者数の上限は、全国では2,000,000人、道では86,000人、市では4,400人、死亡者数の上限は全国では640,000人、道では28,000人、市では1,400人となると推計されます。

〈新型インフルエンザ患者数の推計〉

	全国		北海道		函館市	
医療機関 受診患者数	1,300万人～ 2,500万人		559,000人～ 1,075,000人		29,000人～ 55,000人	
重症度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	530,000人	2,000,000人	23,000人	86,000人	1,200人	4,400人
死亡者数	170,000人	640,000人	7,000人	28,000人	380人	1,400人

- 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定のもとでの入院患者の発生分布を試算すると、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は全国では101,000人（流行発生から5週目）、道では4,300人、市では230人と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は全国では399,000人、道では17,000人、市では880人と推計されます。
- なお、政府行動計画では、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があるとしています。
- また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしています。
- さらに、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

**（2）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について**

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしています。

- 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患します。り患者は1週間から10日間程度り患し、従業員は職場を欠勤することとなりますが、り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育所等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

## 5 対策推進のための役割分担

対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担います。

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関およびアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」および閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部のもとで基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

#### 【北海道】

道は、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めます。

#### 【函館市】

市は、住民に最も近い行政単位として、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、道や近隣の市町村と緊密な連携を図り的確に対策を実施することとします。

なお、保健所設置市として、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、道に準じた役割を果たすことが求められることから、発生前から地域における医療体制の確保等に関し、道と協議を行い、連携を図ります。

### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内

感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとします。

#### (4) 指定（地方）公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

#### (5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または市民生活および地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

#### (6) 一般の事業者

登録事業者を除く事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止を行うことが求められます。市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

#### (7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

## 6 市行動計画の主要6項目

市行動計画では、政府行動計画および道行動計画に合わせ、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」ことおよび「市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活・地域経済の安定」の6つの分野ごとに対策を進めます。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意

点等については以下のとおりです。

#### (1) 実施体制

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理として取り組む必要があるとしています。

このため、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められるとしていることから、市としても関係機関・団体が一体となった対策を進めるよう努めます。

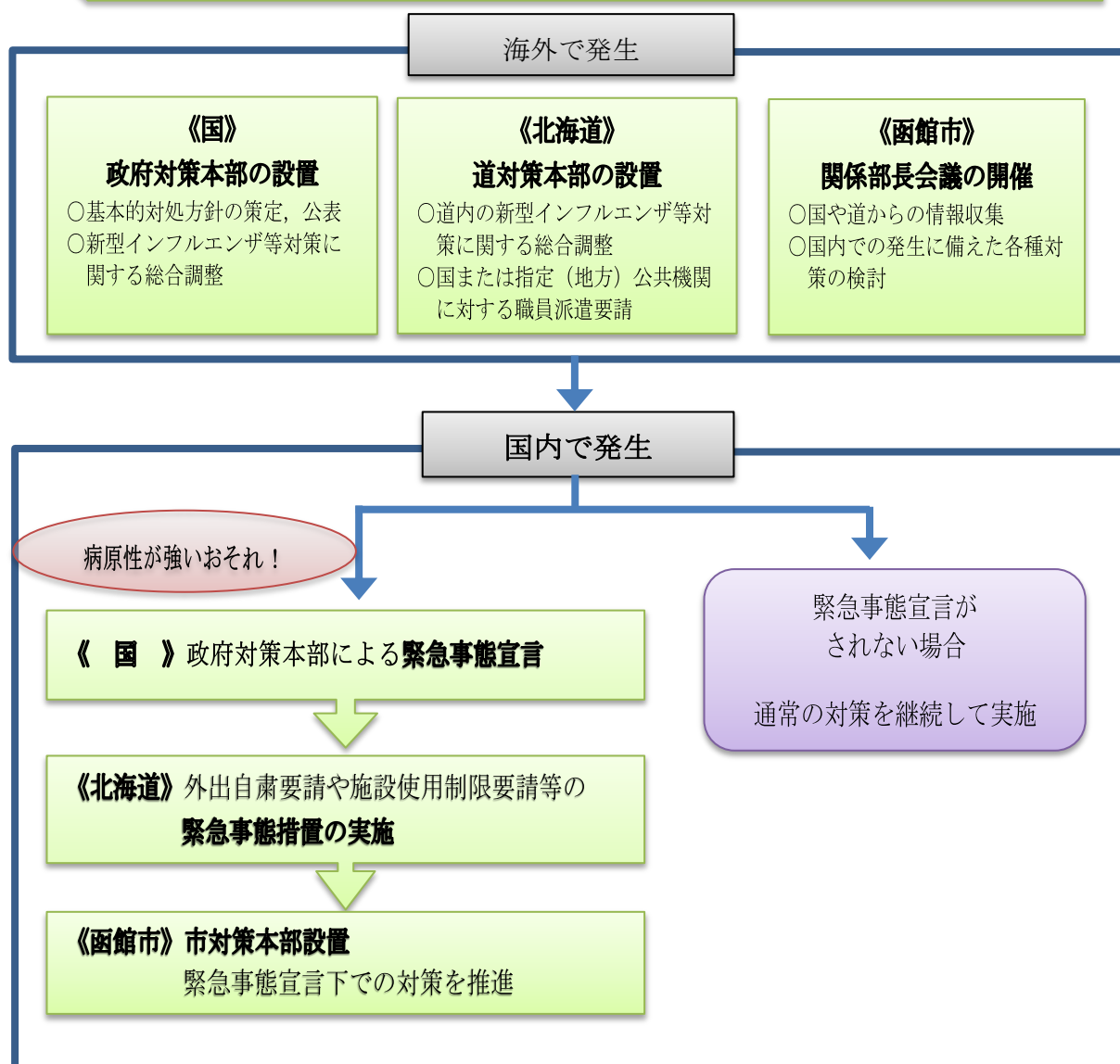
新型インフルエンザ等が発生する前においては、庁内関係課長会議により、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局が連携し、取組を推進するとともに、国、道や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が海外で発生し、国および道が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合は、市は庁内関係部長会議を開催し、国や道からの情報収集に努め、国内での新型インフルエンザ等が発生した場合の各種対策について検討します。

新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特措法に基づき、政府対策本部による緊急事態宣言が行われたときは、市長を本部長とする市対策本部を設置し、庁内関係部局と関係機関が一体となり、必要な措置を講じることとします。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜・適切に聴取することとします。

## 新型インフルエンザ等対策の実施体制



### (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時・適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要です。

市は、政府行動計画に示されている次の考え方にに基づき、必要な協力を行い、新型インフルエンザ等対策に資することとします。

未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載します。新感染症が発生した場合は、国や道等と連携し、市のサーベイランス体制を構築します。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・



分析を行います。

国内の患者数が増加し新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、保健所や医療現場の負担も過大となることから、入院患者および死亡者に限定した情報収集に切り替えます。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用するとともに、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てます。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、道、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、相互のコミュニケーションが必須となります。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する必要があります。

#### イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がいのある方等、特に支援を必要とする情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

#### ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防およびまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらううえで必要です。特に、児童、生徒等に対しては、学校や保育所等は集団感染が発生しやすく、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していきます。

#### エ 発生時における市民への情報提供および共有

##### (ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこととします。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です。また、提供する情報の内容については、個人情報保護と

公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がいのある方等、情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページやソーシャルネットワークサービス(SNS)等の活用を検討します。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

#### (イ) 市民の情報収集の利便性向上

政府行動計画では、国民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定公共機関の情報等を必要に応じて集約し、総覧できるサイトを設置するとしていることから、市としても市民の情報収集の利便性の向上のため、国が設置するサイトを活用します。

#### オ 情報提供体制について

政府行動計画では、情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するため、政府対策本部および厚生労働省における広報担当官を中心としたチームを設置し、コミュニケーション担当者が適時・適切に情報を共有するとしています。また、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整するとしています。市としても、国の情報発信に協力するとともに、国が行う情報提供に合わせ、市民に対し、適切な情報提供に努めます。

なお、情報提供に当たっては、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要であり、また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応等を分析し、次の情報提供に活かしていくこととします。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種等の複数の対策を組み合わせで行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

## イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促すとともに、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行います。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、道が行う不要不急の外出自粛要請等に協力します。

地域対策・職場については、個人における対策のほか、職場等において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策の徹底等をより強化して実施するよう促します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、道が施設の使用制限の要請等を行った場合、市は市民への周知を図る等、その対策の実施に協力します。

そのほか、国では、海外で発生した際には、その状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、港湾管理者の協力のもと、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化（隔離・停留等）、検疫飛行場および検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策を実施するとしています。また、感染症には潜伏期間や不顕性感染等があることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要であるとしており、市としてもこうした水際対策に協力するとともに、市内での患者発生に備えた体制整備に努めます。

## ウ 予防接種

### （ア）ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の基となるウイルス株や製造時期により、次の2種類に分類されます。

#### ・プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ・パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルスまたはこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載しています。

### （イ）特定接種

#### a 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。特定接種の対象となり得る者は、次のとおりです。

(a) 「医療の提供の業務」または「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

(b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

国では、特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとしています。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国および地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定めるとしています。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしています。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しませんが、政府行動計画では特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者等が特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されています。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

①医療関係者

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

④それ以外の事業者

の順とすることを基本としています。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなります。

## b 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者および新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として接種体制の構築を図ることとしています。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県または市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます。

市職員については、市が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。

## 特定接種対象者表

類型		業種等	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業，医薬品製造業，医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業，医療機器製造業，ガス業，銀行業，空港管理者，航空運輸業，水運業，通信業，鉄道業，電気業，道路貨物運送業，道路旅客運送業，放送業，郵便業	
	指定同類型（業務同類系）	医薬品・化粧品等卸売業，医薬品製造業，医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業，医療機器製造業，映像・音声・文字情報制作業，ガス業，銀行業，空港管理者，航空運輸業，水運業，通信業，鉄道業，電気業，道路貨物運送業，道路旅客運送業，放送業，郵便業	
	指定同類型（社会インフラ系）	金融証券決済事業者，石油・鉱物卸売業，石油製品・石炭製品製造業，熱供給業	
	その他の登録事業者	食料品卸売業，食料品小売業，各種商品小売業，食料品製造業，石油事業者，その他の生活関連サービス業，その他小売業，廃棄物処理業	
			グループ④

(注) ※政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を上表のとおりとするとともに、接種順位は、上表のグループ①（医療分野）からの順とすることを基本とされている。

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

### (ウ) 住民接種

#### a 住民接種について

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種が行われることとなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

住民接種の接種順位について、政府行動計画では対象者を以下の4つの群に分類し、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報や発生時の状況に応じ、決定することとしています。

(a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患，心臓血管系疾患を有する者等，発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

(b) 小児

(1歳未満の小児の保護者および身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

(c) 成人・若年者

(d) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群  
(65歳以上の者)

b 住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、市民に対して原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう国や道の協力を得ながら接種体制の構築を図ることとします。

(エ) 留意点

政府行動計画では、危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方について、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部がその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定することとされていることから、市は、国や道と連携しながら、適切な接種体制の構築に努めます。

(オ) 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、道と連携して、医療関係者に対して必要な協力を要請または指示（以下「要請等」という。）することを求めます。

## (5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するうえで、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、市内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要です。

イ 発生前における医療体制の整備

保健所を中心として函館市医師会、函館薬剤師会、市内の中核的医療機関（二次輪番病院等）

を含む医療機関および消防等の関係者で構成する対策会議を設置する等、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関および公共施設等のリストの作成や保健所における帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めます。

なお、地域医療は、日頃、二次医療圏単位で運営されていることから、新型インフルエンザ等の発生前における医療体制の協議に当たり、渡島総合振興局（渡島保健所）との連携・協力を努めます。

#### ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに、感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させます。このため、感染症病床等の利用について事前に調整を行います。また、国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断および治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元します。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行います。新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があります。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努めます。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図ります。帰国者・接触者外来等の市内における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行います。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとします。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、函館市医師会、市内の中核的医療機関（二次輪番病院等）等の医療提供に関わる関係者で構成する対策会議で検討し、対応します。

また、在宅療養の支援体制の整備に努めます。

#### (6) 市民生活および地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている

す。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活および地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活および地域経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行い、市民や市内の事業者に対し、事前の準備を十分行う必要がある旨の周知に努めます。

## 7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げおよび引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしています。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、市は市内における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国や道と協議のうえで判断することとします。以下に、地域における発生段階をあわせて示します。

市は、市行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとします。

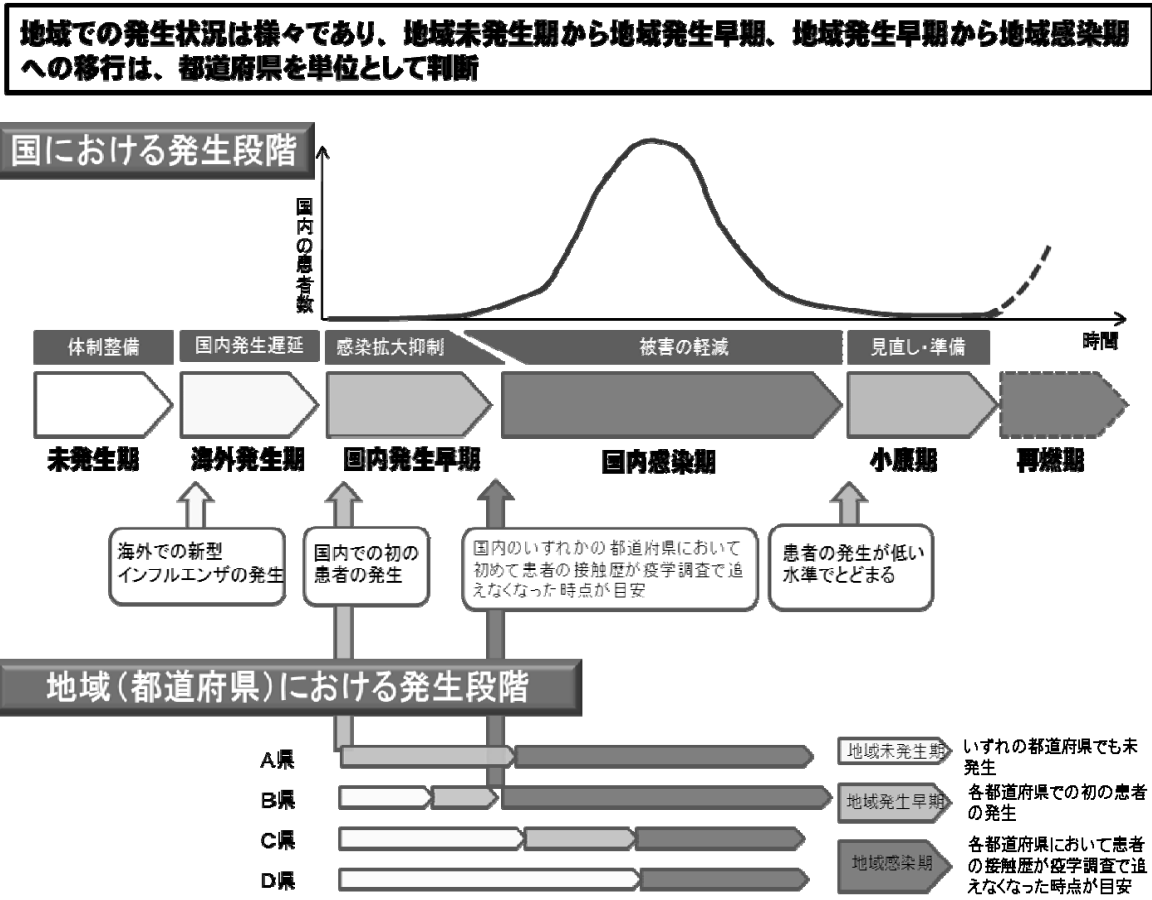
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。



<発生段階>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> </ul>
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> <li>・ 地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）</li> </ul> <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<国および地域（都道府県）における発生段階>



(参考) 新型インフルエンザにおける政府行動計画の発生段階と WHO におけるインフルエンザのパンデミックフェーズの対応表

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ 1, 2, 3
海外発生期	フェーズ 4, 5, 6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期

### Ⅲ 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施方法等については、政府ガイドラインを参考にします。

## 1 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

### 目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国や道との連携のもとに発生の早期確認に努める。

### 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

## (1) 実施体制

### ア 市行動計画の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、政府行動計画、道行動計画を踏まえて新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し、必要に応じ見直す。（保健福祉部）

### イ 体制の整備および国・道との連携強化

- ・ 市における取組体制を整備・強化するために、庁内関係課長会議を開催し、初動対応体制の確立や発生時に備えた市の業務継続計画の策定・見直し等を行う。（保健福祉部、関係部局）
- ・ 国や道、指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。（保健福祉部、関係部局）

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

国や道および関係機関から新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。（保健福祉部、関係部局）

## イ 通常のサーベイランス

- ・ 国や道が実施する季節性インフルエンザに係る患者発生動向調査に協力するとともに、市内における患者発生動向や流行しているウイルスの性状について把握する。（保健福祉部）
- ・ 国や道が実施するインフルエンザによる入院患者の発生動向調査に協力するとともに、重症化の状況を把握する。（保健福祉部）
- ・ 国や道が実施する学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）調査に協力するとともに、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。（保健福祉部、関係部局）
- ・ 国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、国民の免疫の状況に関する情報を把握する。（保健福祉部）
- ・ 国が実施する鳥類・豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集や国立感染症研究所が実施する分析評価により得られた、新型インフルエンザの出現に関する情報の把握に努める。（保健福祉部、関係部局）

## ウ 調査研究

- ・ 新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国や道と連携しながら、体制整備に努める。（保健福祉部）
- ・ 国が実施する季節性インフルエンザおよび新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究や検疫等の対策の有効性に関する研究に協力するとともに、科学的知見の情報収集に努める。（保健福祉部）

## (3) 情報提供・共有

### ア 継続的な情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、国や道と連携しながら各種媒体を利用し継続的に分かりやすい情報提供を行う。（保健福祉部、関係部局）
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（保健福祉部、関係部局）

### イ 体制整備等

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、利用する媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決

定しておく。(保健福祉部, 関係部局)

- ・ 一元的な情報提供を行うために, 情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制整備に努める。(保健福祉部, 関係部局)
- ・ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し, 更なる情報提供に活かす体制の構築に努める。(保健福祉部, 関係部局)
- ・ 国や道および関係機関等と緊急に情報を提供できる体制の構築に努める。(保健福祉部, 関係部局)
- ・ 国や道からの要請に基づき, コールセンター等相談窓口の設置準備を進める。(保健福祉部)

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 対策実施のための準備

###### (ア) 個人における対策の普及

- ・ 市をはじめ, 学校および事業者は, マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい, 人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り, また, 自らの発症が疑わしい場合は, 保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し, 指示を仰ぎ, 感染を広げないように不要な外出を控えること, マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(保健福祉部, 関係部局)
- ・ 道が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策について, 市民への理解促進を図る。(保健福祉部, 関係部局)

###### (イ) 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか, 職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また, 国や道との連携のもと, 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について, 市民へ周知を図るための準備を行う。(保健福祉部, 関係部局)

###### (ウ) 水際対策への協力

国や道が実施する水際対策に協力するとともに, 入国者に対する疫学調査等について, 国や道等との連携強化に努める。(保健福祉部, 関係部局)

##### イ 予防接種

###### (ア) 基準に該当する登録事業者の登録

- ・ 国や道からの要請に基づき, 登録事業者に対する登録作業に係る周知等に協力する。(保健福祉部, 関係部局)
- ・ 国や道からの要請に基づき, 国が実施する登録事業者の登録に協力する。(保健福祉部, 関係部局)

### (イ) 接種体制の構築

#### a 特定接種

国や道からの要請に基づき、特定接種に係る接種体制の構築に努める。(保健福祉部, 関係部局)

#### b 住民に対する予防接種

- ・ 国や道の協力を得ながら、特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。(保健福祉部)
- ・ 国や道の協力を得ながら、円滑な接種の実施のために、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。(保健福祉部)
- ・ 速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考に国や道、函館市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(保健福祉部, 関係部局)

### (ウ) 情報提供

国や道と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について市民に情報提供を行う。(保健福祉部)

## (5) 医療

### ア 地域医療体制の整備

- ・ 医療体制の確保について、国から具体的なマニュアルの提供等の助言を得ながら、必要な体制整備に努める。(保健福祉部)
- ・ 保健所を中心として函館市医師会、函館薬剤師会、市内の中核的医療機関(二次輪番病院等)を含む医療機関および消防等の関係者で構成する対策会議を設置する等、地域の実情に応じた医療体制の整備に努める。  
その際は、市を含む二次医療圏を所管する渡島総合振興局(渡島保健所)と連携・協力して医療体制の整備を進めることに留意する。(保健福祉部, 関係部局)
- ・ 国からの要請を受け、関係機関・団体等の協力を得ながら、帰国者・接触者相談センターおよび帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、国との連携のもと、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備等の感染対策等を進めるよう要請する。(保健福祉部, 関係部局)

## イ 国内感染期に備えた医療の確保

以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ・ 市内の全ての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルを示す等してその作成の支援に努める。（保健福祉部）
- ・ 地域の実情に応じ、市内の感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関を含む中核的医療機関（二次輪番病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。（保健福祉部）
- ・ 道が行う、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握に協力する。（保健福祉部）
- ・ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、道と連携し、必要に応じ新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。（保健福祉部）
- ・ 市内の、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。（保健福祉部、関係部局）
- ・ 地域感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（保健福祉部、関係部局）

## ウ 手引き等の策定、研修等

- ・ 国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。（保健福祉部）
- ・ 国や道と連携しながら、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。（保健福祉部）

## エ 医療資器材の整備

必要となる医療資器材の備蓄・整備に努める。また、国の要請に基づき、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行う。（保健福祉部、関係部局）

## オ 医療機関等への情報提供体制の整備

新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関および医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。（保健福祉部）



## (6) 市民生活および地域経済の安定の確保

### ア 業務継続計画の策定

市として、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要最小限の行政サービスの提供を維持するため、各部局における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について業務継続計画を策定する。(全庁)

### イ 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への生活支援

地域感染期における高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国や道と連携し要配慮者の把握とその具体的手続きについて検討する。(保健福祉部、関係部局)

### ウ 火葬能力等の把握

道と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(保健福祉部、関係部局)

### エ 物資および資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資および資材を備蓄し、または施設および設備の整備に努める。(保健福祉部、関係部局)

## 2 海外発生期

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### 目的

- ・ 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生が遅延と早期発見に努める。
- ・ 市内発生に備えて体制の整備を行う。

### 対策の考え方

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、国や道と連携しながら対応する。
- ・ 対策の判断に役立てるため、国や道と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・ 国内発生した場合には、早期に発見できるよう国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。
- ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・ 国内発生をできるだけ遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活および地域経済の安定のための準備を進め、市内発生に備えた体制整備に努める。

## (1) 実施体制

### ア 危機管理体制の強化等

- ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、庁内関係部長会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議する。（全庁）
- ・ 国が感染拡大防止対策等に関して基本的対処方針を決定し、道が対処方針を決定した場合は、市においても、速やかに国や道の方針に基づき必要な措置を講じる。  
また、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、対処方針が変更された場合も、国や道に準じ、必要な措置を講じる。（全庁）
- ・ 海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断し、感染症法等に基づく各種対策を実施することとした場合は、国や道の対策に準じ、必要な措置を講じる。（保健福祉部、関係部局）

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国や道等を通じ必要な情報収集に努める。(保健福祉部)

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報（症状，症例定義，致命率等）
- ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

### イ サーベイランスの強化等

- ・ 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(保健福祉部)
- ・ 国の対策に準じ、市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。(保健福祉部)
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(保健福祉部，関係部局)

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ・ 市民に対して、海外での発生状況，現在の対策，国内発生した場合に必要な対策等を，対策の決定プロセス，対策の理由，対策の実施主体を明確にしなが，複数の媒体・機関を活用し，分かりやすく，できる限りリアルタイムで市民に情報提供し，注意喚起を行う。(保健福祉部，関係部局)
- ・ 情報の提供に当たっては，情報の集約・整理・一元的な発信に努めるとともに，対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には，適切に情報を提供できるよう，保健所が支援する。(保健福祉部，関係部局)

### イ 情報共有

国や道，関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し，対策の理由，プロセス等の情報の共有に努める。(保健福祉部)

#### ウ コールセンター等相談窓口の設置

- ・ 国からの要請に基づき、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。（保健福祉部）
- ・ 市民からコールセンター等相談窓口寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。（保健福祉部）

### （４）予防・まん延防止

#### ア 市内での感染拡大防止策の準備

国や道と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

また、検疫所から提供される入国者等に関する情報の有効活用に努める。（保健福祉部）

#### イ 感染症危険情報の周知等

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国から感染症危険情報が発出されたときは、国や道と連携しながら海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供および注意喚起を行うとともに、必要に応じ事業者に対し情報提供等を行う。（保健福祉部、関係部局）

#### ウ 水際対策

水際対策として国が実施する検疫に協力するとともに、検疫所から情報提供を受けた場合は、必要な調査を行う等、市内におけるまん延予防の措置に努める。（保健福祉部）

#### エ 予防接種

##### （ア）接種体制

##### a 特定接種

政府行動計画では、国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報および社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、登録事業者等に対する特定接種を実施することを決定する

としている。

市は、国が実施する特定接種に協力するとともに、国や道と連携し、市職員の対象者に対して、本人の同意を得て集団的な接種を行うことを基本として、特定接種を行う。（保健福祉部）

#### b 住民に対する予防接種

- ・ 国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種または予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国や道と連携して市の接種体制の準備を行う。（保健福祉部）
- ・ 国からの要請に基づき、市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。（保健福祉部）

#### (イ) 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民に対し積極的に情報提供を行う。（保健福祉部）

#### (ウ) モニタリング

国が実施する特定接種を実施した場合の接種実施モニタリングや科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集等に協力する。（保健福祉部）

## (5) 医療

### ア 新型インフルエンザ等の症例定義

国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について、適宜、関係機関に周知する。（保健福祉部）

### イ 医療体制の整備

国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。（保健福祉部）

- ・ 政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているため、市においても帰国者・接触者外来の整備に努める。
- ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、函館市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じたうえで、診療体制の整備に努める。
- ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者または疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

## 海外発生期

- ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において亜型等の同定を行い、国立感染症研究所にその確認を依頼する。

### ウ 帰国者・接触者相談センターの設置

国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。（保健福祉部）

- ・ 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ・ 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

### エ 医療機関等への情報提供

新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、市内の医療機関および医療従事者に迅速に提供する。（保健福祉部）

### オ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

国や道が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者または救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に対し要請する。（保健福祉部）

## (6) 市民生活および地域経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

国や道が事業者に対して実施する従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の実施準備に係る要請に協力し、必要な普及啓発に努める。（保健福祉部、関係部局）

### イ 遺体の火葬・安置

道からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（保健福祉部、関係部局）

### 3 国内発生早期

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

#### (地域未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

#### (地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

#### 目的

- ・ 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・ 患者に適切な医療を提供する。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

#### 対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国や道と連携しながら積極的な感染拡大防止策等を講じる。
- ・ 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・ 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・ 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活および地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を速やかに行う。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備し、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

### (1) 実施体制

#### ア 対処方針の変更

国内発生早期に移行し、国の基本的対処方針および道の対処方針が変更された場合は、市においても、速やかに国や道の対処方針に沿って必要な措置を講じる。(全庁)

## イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

### (ア) 緊急事態宣言

緊急事態宣言は国が特措法第32条に基づき行うもので、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず社会混乱を招くおそれがあることを示すものであり、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されることになる。

### (イ) 市対策本部の設置

国が緊急事態宣言を行った場合は、速やかに市対策本部を設置し、国や道と連携・協力しながら、緊急事態に係る対策を実施する。(保健福祉部、関係部局)

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国や道等を通じて必要な情報の収集に努める。(保健福祉部)

### イ サーベイランス

- ・ 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握に努める。(保健福祉部、関係部局)
- ・ 国が実施する新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報の迅速な提供に努める。(保健福祉部)
- ・ 国や道等と連携し国内の発生状況の情報を収集し、必要な対策を実施する。(保健福祉部)

### ウ 調査研究

市内で発生した患者について、初期の段階には、国や道と連携しながら、積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(保健福祉部)



### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・ あらゆる媒体を活用して、市内外での発生状況や具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、できる限りリアルタイムで市民に情報提供する。また、ホームページの内容等について随時更新する。（保健福祉部、関係部局）
- ・ 特に、市民に対して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育所等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。（保健福祉部、関係部局）
- ・ 市民からコールセンター等相談窓口へ寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（保健福祉部）

#### イ 情報共有

国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策方針の迅速な伝達と現場の状況把握に努める。（保健福祉部）

#### ウ コールセンター等相談窓口の体制充実・強化

国や道からの要請に基づき、コールセンター等相談窓口の体制の充実・強化に努める。（保健福祉部）

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 市内での感染拡大防止策

- ・ 国や道と連携し、地域発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行う。（保健福祉部）
- ・ 国や道と連携しながら、業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ① 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、

## 国内発生早期

当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(保健福祉部)

- ② 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(保健福祉部, 関係部局)
- ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育所等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(保健福祉部, 関係部局)
- ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染対策を講ずるよう要請する。(保健福祉部, 関係部局)

- ・ 国からの要請に基づき、関係機関と連携しながら、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策が強化されるよう努める。(保健福祉部)

## イ 水際対策

国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起等の水際対策に引き続き協力する。(保健福祉部)

## ウ 予防接種(住民接種)

- ・ パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始するとともに、国の求めに応じ、市民に対し接種に関する情報提供を開始する。(保健福祉部)
- ・ 接種の実施に当たり、国や道と連携して、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(保健福祉部)

## エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。(保健福祉部, 関係部局)

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態においては基本的対処方針に基づき、道が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の措置を講じる。
  - ① 道が本市を対象として特措法第45条第1項に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請を行う場合には、市は、市民および事業者等へ周知を図る。
  - ② 道が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る)に対し施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う場合には、市は、関係団体等と連携して、周知を図る。
  - ③ 道が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め

感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携して、周知を図る。

- ・ 住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (5) 医療

### ア 医療体制の整備

国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。また、国や道の要請に基づき、患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(保健福祉部)

### イ 患者への対応等

- ・ 国や道と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(保健福祉部)
- ・ 道と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等PCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(保健福祉部)
- ・ 国や道と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者および医療従事者または救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(保健福祉部)

### ウ 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関および医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉部)

## エ 抗インフルエンザウイルス薬

国内感染期に備え、引き続き、国や道と連携しながら医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（保健福祉部）

## (6) 市民生活および地域経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。（保健福祉部、関係部局）

### イ 市民・事業者への呼びかけ

国や道と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう要請する。（保健福祉部、関係部局）

### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### (ア) 水の安定供給

消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するため、市行動計画および業務継続計画で定めるところにより、必要な措置を講ずる。

（関係部局）

#### (イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

国や道と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（保健福祉部、関係部局）

#### (ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活および地域経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、国や道と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係部局）

## 4 国内感染期

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

### (地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

### (地域感染期)

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

### 目的

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活および地域経済への影響を最小限に抑える。

### 対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国や道と連携しながら、市として実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について市民に分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめるよう努める。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努める。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努める。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## (1) 実施体制

### ア 対処方針の変更

国内感染期に移行し、国の基本的対処方針および道の対処方針が変更された場合は、市においても、速やかに国や道の方針に沿って必要な措置を講じる。(全庁)

### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。(保健福祉部、関係部局)

- ・ 国が緊急事態宣言を行った場合は、速やかに市対策本部を設置する。
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき、道による代行、道または他の市町村による応援の措置を活用する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

引き続き国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対応について、国や道を通じて必要な情報を収集する。(保健福祉部)

### イ サーベイランス

国や道の決定に応じたサーベイランスを実施する。

また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。(保健福祉部、関係部局)

(地域未発生期、地域発生早期における対応)

引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。(保健福祉部)

(地域感染期における対応)

- ・ 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。(保健福祉部)
- ・ 国内の発生状況に関する情報収集を行い、国や道と連携し、必要な対策を実施する。(保健福祉部)

## ウ 調査研究

引き続き、国が実施する感染経路や感染力、潜伏期等の情報収集・分析や新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性、重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析に係る情報を活用し、対策に反映させる。（保健福祉部）

## (3) 情報提供・共有

## ア 情報提供

- ・ 市内外での発生状況や具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、できる限りリアルタイムで市民に情報提供する。また、ホームページの内容等について随時更新する。（保健福祉部、関係部局）
- ・ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育所等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。（保健福祉部、関係部局）
- ・ 引き続き、市民からコールセンター等相談窓口寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。（保健福祉部）

## イ 情報共有

国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策方針の迅速な伝達と、対策の的確な状況把握を行う。（保健福祉部）

## ウ コールセンター等相談窓口の体制充実・強化

国や道の要請に基づき、コールセンター等相談窓口を継続する。また、状況の変化に応じた適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。（保健福祉部）

## (4) 予防・まん延防止

## ア 市内でのまん延防止策

- ・ 国や道と連携しながら、業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

## 国内感染期

- ① 市民，事業所，福祉施設等に対し，マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい，人混みを避ける，時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また，事業所に対し，当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（保健福祉部）
  - ② 事業者に対し，職場における感染対策の徹底を要請する。（保健福祉部，関係部局）
  - ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ，国が必要に応じて示す学校・保育所等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに，学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（保健福祉部，関係部局）
  - ④ 公共交通機関等に対し，利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等，適切な感染対策を講ずるよう要請する。（保健福祉部，関係部局）
- ・ 国からの要請に基づき関係機関と連携しながら，病院，高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や，多数の者が居住する施設等における感染対策が引き続き強化されるよう努める。（保健福祉部）
  - ・ 国や道と連携し，医療機関に対し，地域感染期となった場合は，患者の治療を優先することから，患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに，患者の同居者に対する予防投与については，国における継続の有無の決定により適切に対応する。（保健福祉部）
  - ・ 地域感染期となった場合は，患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請，健康観察等）は中止する。（保健福祉部）

### イ 水際対策

国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起等の水際対策に引き続き協力する。（保健福祉部）

### ウ 予防接種

国の対策に基づき予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。（保健福祉部）

### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には，上記の対策に加え，必要に応じ，以下の対策を行う。（保健福祉部，関係部局）

- ・ 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり，適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において，基本的対処方針に基づき，道が必要に応じて，行う措置を踏まえ，以下の措置を講じる。
  - ① 道が本市を対象として特措法第45条第1項に基づき，生活の維持に必要な場合を除きみ



だりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請を行う場合には、市は、市民および事業者等へ周知を図る。

- ② 道が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る）に対し施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、市は、関係団体等と連携して、周知を図る。
- ③ 道が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携して、周知を図る。
- ・ 国内発生早期の対策を継続し、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

## （5）医療

### ア 患者への対応等

国や道からの要請に基づき、以下の措置を講じる。（保健福祉部）

（地域未発生期、地域発生早期における対応）

- ・ 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等が実施されるよう努める。
- ・ 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

（地域感染期における対応）

- ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターおよび感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努める。
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- ・ 関係機関・団体等と調整のうえ、医療機関の従業員の勤務状況および医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努める。

### イ 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関および医療従事者に迅速に提供する。（保健福祉部）

### ウ 在宅で療養する患者への支援

国や道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（保健福祉部、関係部局）

### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 国や道と連携し、医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止および衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するよう努める。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。（保健福祉部）

## （6）市民生活および地域経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請する。（保健福祉部、関係部局）

### イ 市民・事業者への呼びかけ

国や道と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないように要請する。（保健福祉部、関係部局）

### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### （ア）水の安定供給

消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に

供給するため、市行動計画および業務継続計画で定めるところにより、必要な措置を講じる。

(関係部局)

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

国や道と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(保健福祉部、関係部局)

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民生活および地域経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないように、国や道と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(関係部局)
- ・ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国や道と連携しながら、市民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係部局)
- ・ 米穀、小麦等の供給不足が生じ、または、生じるおそれがあるときは、国や道に対し、備蓄している物資の活用の検討について依頼する。(関係部局)
- ・ 生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国や道と連携しながら、適切な措置を講じる。(関係部局)

(エ) 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への生活支援

国や道からの要請に基づき在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(保健福祉部)

(オ) 埋葬・火葬の特例等

- ・ 国や道からの要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働する。(保健福祉部、関係部局)
- ・ 死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、国や道からの要請に基づき、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(保健福祉部、関係部局)
- ・ 遺体の埋葬および火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(保健福祉部、関係部局)

## 5 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

### 目的

- ・ 市民生活および地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制および社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息および第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## (1) 実施体制

### ア 対処方針の変更

小康期に入ったことにより、国の基本的対処方針および道の対処方針が変更された場合は、市においても、速やかに国や道の方針に沿って必要な措置を講じる。（全庁）

### イ 緊急事態解除宣言

国が緊急事態解除宣言を行ったときは、市の対策を見直す等所要の措置を講じる。（全庁）

### ウ 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画、ガイドライン等の見直しを踏まえ、市行動計画の見直しを行う。（保健福祉部、関係部局）

### エ 市対策本部の廃止

国が、緊急事態解除宣言を行ったときは、速やかに市対策本部を廃止する。（保健福祉部、関係部局）

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対応について、国や道を通じて必要な情報を収集する。(保健福祉部)

### イ サーベイランス

- ・ 通常のサーベイランスを継続する。(保健福祉部)
- ・ 再流行を早期に探知するため、国の方針に基づき、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。(保健福祉部, 関係部局)

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ・ 市民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(保健福祉部, 関係部局)
- ・ 市民からコールセンター等相談窓口寄せられた問い合わせ、国や道、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(保健福祉部)

### イ 情報共有

国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、流行の第二波に備えた体制の再整備に関する対策方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行う。(保健福祉部)

### ウ コールセンター等相談窓口の体制の縮小

国や道の要請に基づき、コールセンター等相談窓口の体制を縮小する。(保健福祉部)

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(保健福祉部)

##### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国や道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(保健福祉部)

#### (5) 医療

##### ア 医療体制

国や道と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(保健福祉部)

##### イ 抗インフルエンザウイルス薬

国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し、周知する。(保健福祉部)

##### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

国や道の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する(保健福祉部、関係部局)

#### (6) 市民生活および地域経済の安定の確保

##### ア 市民・事業者への呼びかけ

国や道と連携し、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう要請する。(保健福祉部、関係部局)

## イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

### (ア) 業務の再開

- ・ 国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努める。(保健福祉部, 関係部局)
- ・ 国が指定(地方)公共機関および登録事業者に対して行う被害状況等の確認要請等に協力するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、国が必要に応じて行う支援に協力する。(保健福祉部, 関係部局)

### (イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国や道, 指定(地方)公共機関と連携し, 市内の状況等を踏まえ, 対策の合理性が認められなくなった場合には, 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(保健福祉部, 関係部局)

## (参考)

### ○国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしている。

市としても、市行動計画の関連事項として政府行動計画および道行動計画に準じ、対策の概要を示すこととする。

#### (1) 実施体制

##### ア 体制強化

- ・ 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、庁内関係課長会議を開催し、国や道の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。(保健福祉部、関係部局)
- ・ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染する等、WHOから情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、市民への情報提供に関する措置について検討する。(保健福祉部、関係部局)

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### ア 情報収集

国や道および関係機関から鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

##### イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

市内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(保健福祉部)

#### (3) 情報提供・共有

ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国や道等と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。(保健福祉部、関係部局)

イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染する等、WHOから情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、市民に積極的な情報提供を行う。(保健福祉部、関係部局)

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 人への鳥インフルエンザの感染対策

###### (ア) 水際対策

- ・ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染する等、WHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、市民への注意喚起を行う。(保健福祉部)
- ・ 検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行う等、市内における感染防止に努める。(保健福祉部)

###### (イ) 疫学調査、感染対策

- ・ 必要に応じ、国や道と連携し、積極的疫学調査を実施する。(保健福祉部)



- ・ 国や道からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努める。（保健福祉部）
- ・ 鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国や道と連携して、自宅待機を依頼する。（保健福祉部）

(ウ) 家きん等への防疫対策

市内の家きんに高病原性および低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。（関係部局）

- ・ 国や道との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）に協力する。

(5) 医療

(ア) 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ・ 国や道の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じたうえで、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努める。（保健福祉部）
- ・ 国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。（保健福祉部）
- ・ 国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じる。（保健福祉部）

(イ) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染する等、WHOから情報発信が行われた場合、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。（保健福祉部）
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知する。（保健福祉部）

## 【用語解説】特措法および政府行動計画より

※アイウエオ順

### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

### ○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

### ○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

\*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

### ○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症等の患者を入院させるための病床である。

### ○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

#### ○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

#### ○緊急事態宣言

緊急事態宣言は国が特措法第32条に基づき行うもので、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず社会混乱を招くおそれがあることを示すものであり、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されることになる。

#### ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

#### ○個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫等の曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

#### ○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

#### ○指定(地方)公共機関

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品または医療機器の製造または販売、電気またはガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

指定地方公共機関とは、都道府県の区域において医療、医薬品または医療機器の製造または販売、電気またはガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、当該都道府県の知事が指定するもの。

#### ○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

#### ○死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等になり患って死亡した者の数。

#### ○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

#### ○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

#### ○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

#### ○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

#### ○特定接種

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、基準に該当する業務に従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員および新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、実施する臨時の予防接種をいう。

#### ○トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

#### ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

#### ○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）。

発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒト等）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

○SARS (重症急性呼吸器症候群)

平成15年(2003年)4月3日、SARS(重症急性呼吸器症候群)は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い等の理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。